

技 第 4 8 号  
令和 8 年 5 月 12 日

一般社団法人和歌山県建設業協会会長 様

和歌山県県土整備部  
県土整備政策局技術調査課長  
(公 印 省 略)

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（通知）

平素は、本県の県土整備行政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

このことについて、令和 8 年 5 月 1 日付け事務連絡にて国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、当該改正の趣旨を十分ご理解いただき、適切な運用をお願いします。

事務担当

技術調査課建設業班 鈴木

TEL : 073-441-3080 (直通)

FAX : 073-428-1810

e-mail : e0811004@pref.wakayama.lg.jp